

基礎編③

手続と関係法令遵守

- ・ 登録飼養衛生管理者制度に関する手続き
- ・ 関係法令遵守について

登録飼養衛生管理者制度 | 毎年必要な手続き

□登録飼養衛生管理者講習会への参加

接種する人（個人）が対象
期限は3月末
(今年度内に1回参加が必須)
今回受ければ、
令和8(2026)年3月末まで



□豚熱ワクチン使用許可の更新

農場単位で許可
期限は9月末まで
(今の許可は、9月末まで！)
今回手続きすれば、令和7(2025)年9月末まで

※必要な書類：年間接種計画書、前回の許可証



登録飼養衛生管理者制度 | 変更時の手続き

□登録飼養衛生管理者の変更（個人）

- ・登録飼養衛生管理自身の
　　氏名変更（婚姻など）
- ・豚熱ワクチン接種を行う農場
　　（県外含む）



□農場認定内容の変更

- ・所有者又は農場名の変更
- ・手順書の変更



登録飼養衛生管理者制度 | 変更時の手続き

口豚熱ワクチン使用許可内容の変更

①許可事項に係るもの（事前）

- ・豚熱ワクチン接種を行う
登録飼養衛生管理者の変更
- ・年間接種計画の大幅な変更



②①以外のもの（事後30日以内）

- ・農場名の変更
- ・農場代表者の変更
- ・登録飼養衛生管理者の住所変更
- ・登録飼養衛生管理者の氏名変更



接種票交付時に獣医師が行う確認

①診察

：農場全体の豚の状況を把握していただきましょう。
必要に応じて、死亡数や疾病の発生状況などを相談し、確認を受けましょう。

②豚熱ワクチン管理状況

：接種票や手順書どおりの接種を行っているか。
ワクチン管理簿の確認、導入豚の接種の確認

③飼養衛生管理基準の遵守状況

：県重点指導項目（12項目）の確認
指摘を受けた場合は、速やかに改善しましょう。

ワクチン管理の徹底をお願いします

豚熱ワクチンは、法律により使用が規制されています。
各農場で適切な管理をお願いします。

- ① 手順書に基づいた保管、使用、家保への返却
- ② 本数は台帳で管理してください

受入した本数、使用した本数、破損した本数

家保に返却した本数、農場に保管している本数

- ③ (複数農場を所有されている方)

農場ごとに管理をしましよう

ワクチンは農場ごとにお渡ししております。

混ざらないように管理をお願いします。

法令違反となる事例

- 登録飼養衛生管理者以外の人が、豚熱ワクチンを接種
 - ：家畜伝染病予防法第50条違反の可能性
 - ：獣医師法第17条違反の可能性
 - 許可を受けた人しかワクチンは接種できません。
- 他の農場へ豚熱ワクチンを渡した
 - ：家畜伝染病予防法第50条違反の可能性
 - ：薬機法第24条違反の可能性
 - ワクチンを第三者に受け渡しすることはできません。

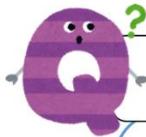
ルールを守って適切なワクチン接種をお願いします。

基礎編③

手続と関係法令遵守

(配付資料)

登録飼養衛生管理者制度一問一答



登録飼養衛生管理者は自身の担当畜舎以外にも接種可能ですか？



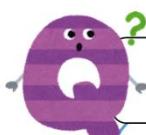
登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者として担当する畜舎のある認定農場内の畜舎であれば豚熱ワクチン接種は可能です（ワクチン使用許可及び豚熱ワクチン接種票の対象範囲に留意すること）。接種状況等について、よく農場内で情報共有しましょう。



農場に登録飼養衛生管理者は1人しかいませんが、問題ないですか？



農場の飼養規模等にもよりますが、他に家畜防疫員又は知事認定獣医師が接種を実施していないのであれば、当該登録飼養衛生管理者が体調不良等でお休みしている間にワクチン接種が滞ることも考えられますので、複数名の登録が望ましいです。上記の観点で、登録の際に都道府県から必要に応じて指導する場合があります。



飼養衛生管理者は何人まで選任できますか？



上限はありません。一方で、選任に当たっては、家畜の飼養に従事している者の中でも、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な方が望ましいです。

名簿への登録に関する注意点



他の都道府県で登録飼養衛生管理者になっているのですが、改めて登録される必要がありますか？



登録飼養衛生管理者によるワクチン接種に当たっては、**従事する農場を管轄する都道府県による修了証の交付及び名簿への登録が必要です。**
※栃木県で新しく登録飼養衛生管理者となる場合は、改めて手続きをお願いします。

県内異動により従事する農場が変わったのですが、都道府県に報告する必要がありますか？



従事する農場が変更になった、新たに他の都道府県で登録飼養衛生管理者として登録された等名簿の記載事項に変更が生じた場合には、**管轄する都道府県に届け出る必要があります。**

法律違反になる可能性のあるケースの例



ワクチン使用許可を得て、認定農場で豚熱ワクチン接種に従事しているのですが、**系列の農場でも接種していいでしょうか？**



家伝法第50条に基づく使用許可は、登録飼養衛生管理者と、その者が接種可能な認定農場が合わせて定められています。**使用許可外の農場で豚熱ワクチン接種を実施した場合には、家伝法第50条違反**になるおそれがあります。ご自身が接種可能な認定農場について許可証を確認しましょう。

登録飼養衛生管理者が病気でお休みしているので、代わりに**他の従業員が接種してもいいでしょうか？**



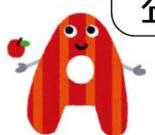
豚熱ワクチンの**使用許可を受けた登録飼養衛生管理者以外の者が豚熱ワクチン接種を実施した場合には、家伝法第50条違反**になるおそれがあります。

農場の従業員全員へのルール徹底をお願いします。

説明会で出た質問・回答



登録飼養衛生管理者の研修会の開催予定について教えてほしい。

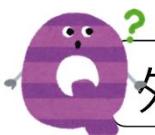


年1回ですか。

制度開始前後に、各家保で3回開催しました。

来年度以降については、調整中ですが、複数回を想定しています。

なお、継続のために、毎年研修の受講が必要です。



外国人研修生を飼養衛生管理者として登録できますか。



外国人研修生かどうかにかかわらず、登録要件を満たせば登録できます。

ただし、日本語で開催される研修会の内容が理解でき、修了する必要があります。また、家伝法12条の3の2において規定される飼養衛生管理者であることが必要です。

飼養衛生管理者は、以下①～③の業務を行うことが規定されています。

- ① 衛生管理区域に出入りするものを管理すること。
- ② 従業員に対して、飼養衛生管理基準の周知を行うこと。
- ③ 従業員に対して、衛生管理を適正に行うために必要な教育及び訓練を行うこと。

説明会で出た質問・回答



獣医師でなければ診療を行ってはならないとされている獣医師法17条との整合性についてどのように考えればよいですか。



国は、豚熱ワクチンは、野生イノシシにおける豚熱感染状況等を加味して緊急的に実施しているものであり、違法性はないとしています。



知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者のワクチン接種を併用する農場の取り扱いについて、どのように考えればよいですか



制度の併用は可能です。

併用する場合には以下の①及び②に注意が必要です。

- ① 知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者が、それぞれ別々にワクチン使用許可を受ける必要があります。
- ② 接種は、各許可申請時に提出いただき、農場ごとの接種計画に基づき実施してください。

説明会で出た質問・回答



万が一、当日に接種ができない（事故や急病等）の場合は、どうすればよいですか。



各農場で、複数名の登録飼養衛生管理者を登録することにより、一人の登録飼養衛生管理者が急病や急用などで接種できなくても、確実に接種できるような体制を確保してください。

休職の対応など、計画が可能なものについては速やかに計画変更の手続きをお願いします。

やむを得ない場合は、その都度家畜保健衛生所に相談をお願いします。後日、家畜防疫員接種などを実施するように検討します

説明会で出た質問・回答



家保内のワクチンの受け渡しに関して、家保内でのゾーニングをしていただきたい。未使用ワクチンと各農場から使用済みワクチンが同じ場所で受け渡しをされる現状の改善をお願いしたいです。



各家保で使用済みワクチンを回収する場所と、未使用ワクチンを受け取りする場所を区別しています。詳細は、各家畜保健衛生所にお問い合わせください。



空き瓶の消毒方法はどのようにすればよいですか。



基本的には、以下の方法で消毒をお願いします。詳細については、各家畜保健衛生所に御相談ください。

- ① 汚れている場合は洗浄
- ② アルコールなどをスプレーする、消毒薬に漬けるなど、農場ごとのやりやすい方法で消毒
- ③ ビニール袋に20本（又は日付ごと）に入れる
- ④ ビニール袋外側をアルコールでスプレーする